

JAくるめ総合ポイント制度（メンバーズカード） ポイント付与基準表

・ポイント付与は取引日の翌月20日前後となります。（貯金平均残高については年次の付与となります。）

・各項目には、所定の基準単位を設けます。（詳細については、JAくるめ各支店にお尋ねください。）

事業	区分	ポイント付与基準等	事業	区分	ポイント付与基準等
出資	組合員新規加入	組合員新規加入会員 * 1	販売 * 5	米・麦	売り渡し数量（保有米・くず米・麦規格外は除く）
				大豆	売り渡し数量
信用	定期貯金	新規契約金額		野菜類・果実類	販売金額
	定期積金	新規契約金額		花卉・緑化・畜産	販売金額
	貯金平均残高	年間平均残高（年間） * 2			
融資	貸出金	貸出金受入利息 * 3	購買	肥料	購入金額
	住宅ローン	新規契約金額		農業	購入金額
	マイカーローン	新規契約金額		食料品	購入金額
	教育ローン	新規契約金額		電気器具	購入金額
				その他生活	購入金額（一部付与対象外の商品があります。）
共済	長期共済	新規契約保障金額		食 材	購入金額
	年金共済	新規契約年金金額		L P G	購入金額
	医療共済	新規契約金額（保障及び入院日金額）		農 機	購入金額
	自動車共済	新規契約掛金額		自動車車検	車検1台
	* 4			自動車	自動車購入
組織	女性部	部員の会員	その他	日本農業新聞	会員愛読者
	青年部	部員の会員		家の光	会員愛読者
				ちゃぐりん	会員愛読者
				地 上	会員愛読者

*総合ポイント制度は、組合員で会員申し込みをされたご本人が、上記の事業区分をご利用された場合にポイントが付与されるものです。

* 1：新規に組合員加入されてポイント会員に加入された方にポイント付与されます。

* 2：貯金平均残高は、1年間の残高を平均した残高です。（4月から翌年3月までの基準）

* 3：貸出金のお支払い利息（JAくるめ資金）に対してポイント付与します。

* 4：共済ポイント累計分は「キャッシュバック」・「ポイント交換」への還元・交換はできませんので「JAくるめ特別栽培米」・「選べるカタログ」となります。

* 5：販売とは、JAくるめが生産者（組合員）からの販売物を受け入れることです。

* JAカード（クレジット機能付）加入及び切替された場合は、UFJニコス「わいわいポイント」と交換できます。

（JAポイントからUFJニコス「わいわいポイント」へのポイントへの交換ポイントは、出資（組合員加入）ポイント・共済事業ポイントは交換できません。）

（UFJニコスポイントからJAポイントへの交換ポイント分は、キャッシュバック以外の還元となります。）

*ポイントの失効は、ポイントが付与された日の属する年を初年度として、3年目の基準日（3月31日）をもって失効とします。

*会員が死亡された場合は、ポイントは失効となります。